

令和8年（フ）第133号

神奈川県逗子市久木8丁目2番13号

破産者 櫻井 宏美

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第138号

神奈川県横須賀市秋谷3丁目6番30号南葉山
シーサイドハウス302

破産者 沖倉 駿之介

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第139号

神奈川県横須賀市武4丁目25番B-404号

破産者 松永 里美

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第329号

新潟市西区四ツ郷屋1538番地13 ワールドス
テイ四ツ郷屋

破産者 島貫 秀樹

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第65号

岐阜県瑞浪市北小田町2丁目165番地 レジ
デンス アダージオ 3D号

破産者 青山 志帆

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年（フ）第18号

静岡県浜松市中央区北島町610番地

破産者 神谷 元幸

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第116号

静岡県浜松市中央区丸塚町356番地の5 コ
モドシャトー305

破産者 植東 俊晃

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第209号

静岡県浜松市中央区頭陀寺町330番地の13

破産者 大場 直美

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第293号

静岡県浜松市中央区向宿二丁目32番40号

破産者 高倉 智（旧姓松本）

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第83号

大津市美空町1番7-308号

破産者 福永 洋

- 1 決定年月日 令和8年10月14日

- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和8年（フ）第256号

滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘4丁目6番地15

破産者 中村しずか

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和7年（フ）第1496号

京都府向日市上植野町浄徳8番地の2 ド
ミール西向日 203号、前住所大阪市北区中

崎西1丁目5番4-1006号

破産者 長谷川寛也

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第2号

京都市上京区黒門通元誓願寺下る毘沙門町
748番地8、前住所神戸市北区中里町2丁目

2番地の1 514号

破産者 佐藤 名央

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第589号

京都市山科区北花山大林町81番地、前住所京
都市山科区日ノ岡鴨土町38番地15

破産者 寺島 和江（旧姓高田）

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第4404号

大阪府高槻市大蔵司1丁目7番5 ビレッジ
ハウス服部5号棟303号室、開始決定時大阪

府高槻市寿町2丁目6番4号

破産者 福田 康弘

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1625号

大阪府枚方市松丘町9番18号

破産者 竹内 美加

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第25号

兵庫県加西市吉野町13番地の2、従前の住所
兵庫県加古川市加古川町美乃利671番地の4

破産者 別所 和哉

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和7年（フ）第78号

兵庫県加西市常吉町922-179 株式会社三共
T-L a b、住民票上の住所香川県善通寺市

木徳町1156番地4

破産者 篠原 大造

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部